# 2014 NIKE LIGA NOVA U-16 規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、『NIKE LIGA NOVA U-16 (NLN16) 』と称する。

(目的)

第2条 本大会は、中国地域のU-16の年代において長期にわたるリーグ戦を通して、 選手の育成および指導者のレベルアップを図り、本大会から日本代表の選手 を輩出するとともに、世界トップ10を目指す日本サッカーの形成に資することを 目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、役員会により構成チームから1チームを選出し、当チーム内に設置する事とする。

## 第2章 会員

(構成チーム)

第4条 本会の構成チームは以下の通りとする。

広島県瀬戸内高等学校(広島) 広島県立広島皆実高等学校(広島) 広島県立広島観音高等学校(広島) 広島国際学院高等学校(広島) サンフレッチェ広島(広島) 高川学園高等学校(山口) 立正大学淞南高等学校(島根)

島根県立大社高等学校(島根) 鳥取県立境高等学校(鳥取)

岡山県作陽高等学校 (岡山)

岡山学芸館高等学校 (岡山)

(順不同)

ま

1

(入会)

第5条 地域性を考慮し発足したという観点から2013年2月28日から2015年2月28日では第4条で定めた構成チーム以外の参加を原則として認めない。

第6条 2015年3月1日以降の構成チームの編成は、構成チームの退会や新規参入等 を含め、 役員会により審議・承認を経て決定する事とする。

(退会)

第7条 本会の構成チーム代表者より事務局へ退会の意志が伝えられた場合、臨時に 役員会を開催し退会に関しての審議・承認を行い決定する。

第8条 その他の理由で本会を退会せざる得ない状況になった場合も第7条と同様の 手順により審議・承認を行い決定する。

#### 第3章 役員

(役員)

第9条 大会委員長を1名置き、本会の役員は本会構成チームより代表者1名を選出し、 0名で構成される。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 リーグの円滑な運営を目的とした『代表委員会』を設置する。代表委員会は 大会委員長、本会構成チームより2名、事務局1名の計4名で構成する。

# 第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は構成チームの会員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は、この規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決す

る。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度末の2月・3月いずれかで開催する。

(臨時会の開催)

第16条 臨時総会は、役員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があっ た時に、開催される。

(総会・臨時会の議決)

第17条 各会の議事は、この規約に定めるものの他、出席した全員の過半数をもって決する。

# 第5章 資産 及び会計

(資産の構成)

第18条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、事務局がこれを管理する。その方法は総会の議決によりこれを 定める。

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、事務局がこれを作成し、毎会計年度開始前に総会 の 議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業の報告及び予算)

第22条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支決算書を作成し、毎会計年度終 了後に総会にて承認を受けなければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約は、総会において役員10名全員の議決を得なければ変更することが できない。

附則

一 この規約は2013年2月28日より施行する。